

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-982-4188  
 Fax092-982-6170  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 新春のお慶びを申し上げます

昨年は色々とお世話になりました  
 本年もよろしくお願いいいたします  
 令和5年 元旦

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4丁目33番11-702号  
 TEL 092-982-4188 FAX 092-982-6170  
 (電話・FAX番号が変更しました)  
 E-mail: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



人事労務センター  
 社会保険労務士  
 所長 大隈 昭子

2023年は温暖な天候が続き、穏やかな新年を迎えました。

昨年末は、明治神宮外苑で孫と鬼ごっこやボール投げを楽しむことができました。

今年が、平和で誰もが暮らしやすい1年になることを願っています。



### 法改正情報

## 老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

被用者保険の適用拡大に伴い、長期加入者特例に該当する障害者・老齢厚生年金を受給して

# 祐徳稻荷に初詣

2023年明け、佐賀県鹿島市の祐徳稻荷神社に初詣に出かけました。



境内のポタン園の雪囲いの中には、あかやピンク、白い花が、見事でした。



いる65歳未満の方のうち、障害者(※1)または長期加入者(※2)の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分が全額支給停止となります。

※1 障害の状態(障害厚生年金保険の1級から3級に該当する障害の程度)にある方

※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年(共済組合等の期間は含みません)以上ある方

ただし、令和4年10月1日施行の被用者保険の適用拡大によって、厚生年金保険の被保険者となった方が、次の条件のいずれにも該当する場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

### 【経過措置の対象となる条件】

- 令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方
- 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されており、次のアからウのいずれかの理由により、令和4年10月1日(施行日)に厚生年金保険に加入された方
  - ア. 士業の適用業種追加による資格取得
  - イ. 特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得
  - ウ. 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃による資格取得

## 「障害年金」認定申請 の手続き

### Q&A

Q：障害年金を受給したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A：障害年金を受給するためには、①初診日②保険料の納付③障害の状態を満たす必要があります。

Q：「3つの要件を満たす」とは、具体的にはどのようなことですか。

A：①「初診日の要件」は、発達障害で知的障害を伴う人の初診日は「生まれた日」となります。知的障害がない場合は「初めて病院を受診し、病気が診断された日」です。②「保険料の納付要件」は、初診日に年金に加入（20歳未満と60歳から64歳は、国内に居住していたこと）し、初診日が20歳以降の場合、初診日の前日の時点で①初診日があった月の前々日までの1年間に保険料の未納がないことです。

Q：「障害の状態を満たす要件」は、どのようなことですか。

A：初診日から原則1年6カ月過ぎた日を「障害認定日」といいます。その時点で、医師の診断書等によって、障害認定基準により判断されます。

Q：簡単な仕事についている場合はどうなりますか。

A：就労している場合も、仕事の内容や職場で受けている援助、ほかの従業員との意思疎通の状況などによって確認されます。

これらによって、障害認定基準に該当すると判断される必要があります。

Q：初診日から症状がひどくなっている場合はどうすればいいですか。

A：障害認定日の状態が基準に該当しないときは、現在の病状で「事後重症請求」を行う必要があります。申請手続き等については、いくつかの条件等がありますのでご相談下さい。

## 都心から富士山

コロナ禍の3年。「家族揃って帰省するよ」との連絡があり、楽しみにしていた夏休みの家族交流が、コロナ感染の影響で断念せざるを得ませんでした。

昨年暮れから行動制限の規制が緩和され、正月に掛けて子や孫たちとの交流を目的に東京へ。宿泊したホテル15階の部屋からは、遠くに雪化粧の富士山を拝むことが出来て最高でした。



### あとかき

庭のバラが咲き続けています。切り花にして部屋に飾りました。きれいです。



今年、健康で過ごせるように、ウォーキングをはじめようと思っています。

昨年、吉野ヶ里歴史公園の年間パスポートをシニア割（年間2000円、駐車料無料）で購入して、数回、歩きに出かけました。

これが今、期限切れになったままになっていますが、すぐに復活購入して、今年は、毎週とはいかないと思いますが、月に2回くらいは歩きに出かけたいと思っています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)